

資料編

用語の解説	P. 1
地震被害想定	P. 6
地震動予測図	P.12
ハザードマップ	P.14
市緊急交通路及び防災拠点	P.17
泉大津市既存木造住宅耐震診断・設計・改修補助制度利用状況	P.19
泉大津市市有建築物耐震化推移	P.19
建築物の耐震改修の促進に関する法律	P.20
国土交通大臣による基本的な方針の概要	P.28

用語の解説

あ 行

泉大津市地域防災計画

災害対策基本法（第42条）やその他の関連する法律に基づき、泉大津市域において発生する災害から市民の生命・財産を保護するため、本市と防災関係機関が市民や事業者の協力のもとに行う必要な災害対策等を定めた計画です。

上町断層帯地震

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、長さ約42km、ほぼ南北方向に伸びています。断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層で、今後30年間に2～3%の確率で発生するとされています。

大阪建築物震災対策推進協議会

大阪府、府内市町村、建築団体及び事業者団体により府内の建築物等の震災対策を促進するために、平成10年6月に設立された協議会です。

か 行

海溝型地震

海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜りこもうとする海側のプレートに引きずられて、たわんだ大陸側プレートが跳ね返って発生する地震です。

定期的に発生することや規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることなどが特徴です。

旧耐震木造戸建住宅

昭和56年の建築基準法の大改正以前（旧耐震基準）に建てられた戸建木造住宅です。

許容応力度等計算

建築物の部材に生じる力を計算する1次設計と、地震力によって生じる変形量を計算する2次設計とを合わせた総称で、1次設計として中程度の地震に対して部材の応力度を許容応力度内に抑えるようにし、2次設計では部材が降伏しても建築物全体としては倒壊しないように必要な強度と粘りをもたせるように算定するものです。

緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画及び泉大津市地域防災計画で位置づけられている道路で、広域緊急交通路及び地域緊急交通路があります。

路線図、路線名は、本資料編P. 18～19を参照してください。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

その後、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村には計画を策定する努力義務が規定されました。

また、平成23年3月の東日本大震災を受け、平成25年11月に施行された改正法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することが規定されました。

また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置などが講じられました。

限界耐力計算

建築物の安全性を確認する計算方法のひとつ。限界耐力計算では、地震に対して、建築物をひとつの振り子と仮定してゆれの程度を計算します。地震の際に許す変形（限界変形）とその時の地震力に抵抗する建築物の限界となる耐力（限界耐力）を把握することにより、建築物の安全性を確認するものです。

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向け住宅のことです。

在来工法

梁と柱を主体とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法です。地震では揺れに強く抵抗しながら耐えますが、ある程度傾き限界を超えると一気に倒壊する可能性があります。

時刻歴応答計算

主に高層建築物等に用いられている構造計算方法のこと。建築物を質量・ばね・減衰でモデル化した上で、地表面に時間とともに変化する地動加速度を与え、建築物の各階の応答加速度、速度、変位を計算する方法です。なお、「応答」とは、地震や強風などの外部の刺激を受けて建築物が振動する現象のこと指します。

住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

た 行

耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

耐震基準（旧耐震・新耐震）

現在の耐震基準は、昭和56年6月に、旧来の基準が抜本的に見直され、施行されたもので、それまでの基準を「旧耐震基準」、それ以降の基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

新耐震基準では、中規模地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、大規模な地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安としています。

耐震シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保するものです。

耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することで、下記のような3種類の方法があります。

一次診断は、柱や壁の断面積量、配置バランス、老朽化の進行度合いにより耐震性を判定します。

二次診断は、構造解析を行ない、柱、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します

三次診断は、構造解析を行ない、柱、梁、壁の強度、配置バランス、老朽化の進行度合いを詳細に分析し、耐震性能を判定します。

通常は、二次診断で耐震性能を判定します。

昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建築物は、設計法が異なるため、現在の基準に基づいた検証では耐震性を正しく把握することが困難です。このため、耐震診断では柱や壁の強度を計算し、建築物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮したものを構造耐震指標（Is値）として耐震性を判定しています。

耐震指標は、過去の地震被害の研究から、診断の結果、耐震指標であるIs値が0.6以上ある建築物は、震度6強程度の大地震に対しても、建築物が倒壊や崩壊する危険性は低いと考えられています。

耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができるものです。

第4次泉大津市総合計画

泉大津市総合計画条例に基づき、本市の最上位計画として位置づけられるもので、市の将来のあり方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、市民と行政が市の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画です。

長周期地震動

地震が起きると様々な周期を持つ揺れ（地震動）が発生します。ここでいう「周期」とは、揺れが1往復するのにかかる時間のことです。

南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）が生じます。このような地震動のことを長周期地震動といいます。長周期地震動の特徴としては、マグニチュードが大きい地震ほど、長い周期で揺れが大きくなります。長周期地震動を主に構成しているのは表面波で震源が浅い（地表面に近い）ほど、卓越（他の波に比べて顕著に目立つという意味）します。よって震源が浅くて大きな地震ほど長周期地震動は発生しやすくなります。

直下型地震

内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震を言います。

これには、地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震（地表に破壊面が現れる活断層による地震）と陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎ合う境界付近で岩盤が破壊されて発生する地震の二つのタイプがあります。

出前講座

市民が参加する集会等に、市町村の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換等を行うこと。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするものです。

伝統工法

近世の農家・町屋などに用いられている日本の伝統技術が生かされた工法です。土壁が基本で石の上に柱や土台を置く「石場建て」が特色で、揺れながら地震の力を吸収し、かなり傾くまで倒壊せずに粘る特徴があります。

特定建築物

耐震改修促進法第14条に規定される、古い耐震基準に基づいて建設された一定規模以上で多数の者が利用する建築物のことであり、正式名称は特定既存耐震不適格建築物です。本計画では耐震化率の現状を把握するために、定められた用途や規模を満たす建築物の全てを分類集計するために耐震基準に関わらず規模要件を満たしている建築物を「特定建築物」として記載しています。

既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

既存不適格建築物

建築時は建築基準法などの法律に適合していたが、その後の法律や条例の改正、都市計画の変更などによって法令の規定に適合しなくなった建築物のことです。違反建築物ではありませんが、建替えや一定規模以上の増改築を行う場合は、現行法令の規定に適合させる必要があります。

特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれのあるものとして、6mを超える高さにあり、水平投影面積が200m²を超え、単位面積重量が2kg/m²を超える吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されている天井です。

な 行

南海トラフ巨大地震

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所です。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されています。過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たります。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきてています。過去に南海トラフで発生した大地震は、その震源域の広がり方に多様性があります。また、南海地域における地震と東海地域における地震が、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合があります。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいいます。東南海・南海地震は、これまで過去に100～150年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

は 行

ハザードマップ(泉大津市総合防災マップ)

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震被害予測図、液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されるものであり、本市では、地震編、水害編、共通編の3つの項目毎に記載しています。

防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッドです。

ま 行

まちまるごと耐震化支援事業

安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、要件を満たす登録事業者を、まちまるごと耐震化支援事業登録事業者として公表するとともに、自治会等、事業者等、大阪府及び市町村が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民の自主的な耐震化を促進することを目的としたものです。

地震被害想定

1. 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）概要

1.1 調査目的

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査（大阪府地震被害想定調査報告書、平成9年3月）は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約10年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実を図ってきた。

- ・ 上町断層帯に関する調査（平成8-10年度）
- ・ 大阪平野の地下構造調査（平成14-16年度）
- ・ 東南海・南海地震津波対策検討（平成15-16年度）

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

1.2 前提条件

(1) 想定地震 （海溝型地震は平成26年に新たな被害想定が公表されているため除く。）

大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の5断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ① 上町断層帯地震
- ② 生駒断層帯地震
- ③ 有馬高槻断層帯地震
- ④ 中央構造線断層帯地震

海溝型地震

- ⑤ 東南海・南海地震（南海トラフ）

(2) 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

- a) 早朝（AM5:00頃）…人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間（PM2:00頃）…日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻（PM6:00頃）…通勤・通学の移動人口が多く、火気使用率も高い時間帯

(3) 想定項目

調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高、到達時間、津波浸水等	500m メッシュ (大阪市域は 250m) 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数 炎上出火件数、延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口、復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域

1.3 被害想定結果（平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）

想定地震		上町断層帯 (B)			生駒断層帯			有馬高槻断層帯			中央構造線断層帯			
項目	地震の規模	マグニチュード			7.5~7.8			7.3~7.7			7.3~7.7			7.7~8.1
建物被害	震度	4~7			4~7			3~7			3~7			
建物被害	被害の程度	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	
	泉大津市	5,554	4,504	10,058	4	11	15	0	0	0	202	456	658	
	大阪府内	219,222	212,859	432,081	275,316	244,221	519,537	85,700	93,222	178,922	28,142	41,852	69,994	
炎上出火件数	被害の程度	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1日	地震後1時間	地震後1日	地震後1日	
	泉大津市	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大阪府内	127	254	176	349	52	107	7	20					
人的被害	被害の程度	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
	泉大津市	152	1,037	0	3	0	0	0	0	0	0	0	154	
	大阪府内	4,426	67,475	7,647	80,535	1,684	31,602	233	11,060					
機能被害	電気（停電）	泉大津市	6,311軒		0軒		0軒		337軒					
		府内	601,271軒		886,814軒		408,322軒		147,911軒					
		復旧所要日数	約5日		約6日		約2日		約1日					
	ガス（供給停止）	泉大津市	24千戸		0千戸		0千戸		0千戸					
		府内	1,276千戸		1,420千戸		642千戸		83千戸					
		復旧所要期間	約1~2ヶ月		約0.5~1.5ヶ月		約0.5~1ヶ月		約2週間					
	水道（断水）	泉大津市	6.8万人		2.0万人		0万人		1.5万人					
		府内	372.0万人		489.6万人		230.0万人		110.5万人					
		復旧日数	26日		45日		21日		9日					
	通信（固定電話）	泉大津市	13,217回線		98回線		0回線		979回線					
		府内	417,047回線		447,174回線		171,112回線		78,889回線					
		復旧期間	約2週間		約2週間		約2週間		約5日					
罹災者等	罹災者	泉大津市	38,708人		53人		1人		2,470人					
		府内	1,514,995人		1,900,441人		743,066人		229,628人					
	避難所生活者数	泉大津市	11,226人		16人		1人		717人					
		府内	454,068人		569,129人		217,440人		66,968人					

※ 地震の規模は「地震被害想定の概要（平成 18 年 10 月）」（大阪府）による。

※ 人的被害は建物被害（夕刻）・火災（夕刻・超過確率 1% 風速）によるものの合計。

※ 水道の復旧体制が整うのに 3 日を要するものとする。

※ 上町断層帯地震には、上町断層帯地震 A（断層帯の北中部で揺れが大きいケース）と上町断層帯地震 B（断層帯の南部で揺れが大きいケース）が想定されているが、本市に対する被害が大となる上町断層帯地震 B を掲載。

※ 海溝型地震については、南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されたため、除く。

2. 南海トラフ巨大地震被害想定結果（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）

2.1 被害想定の概要

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討することを目的とし、最新の知見を有する学識経験者参画のもと、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、津波浸水想定を実施した。

（具体的検討項目）

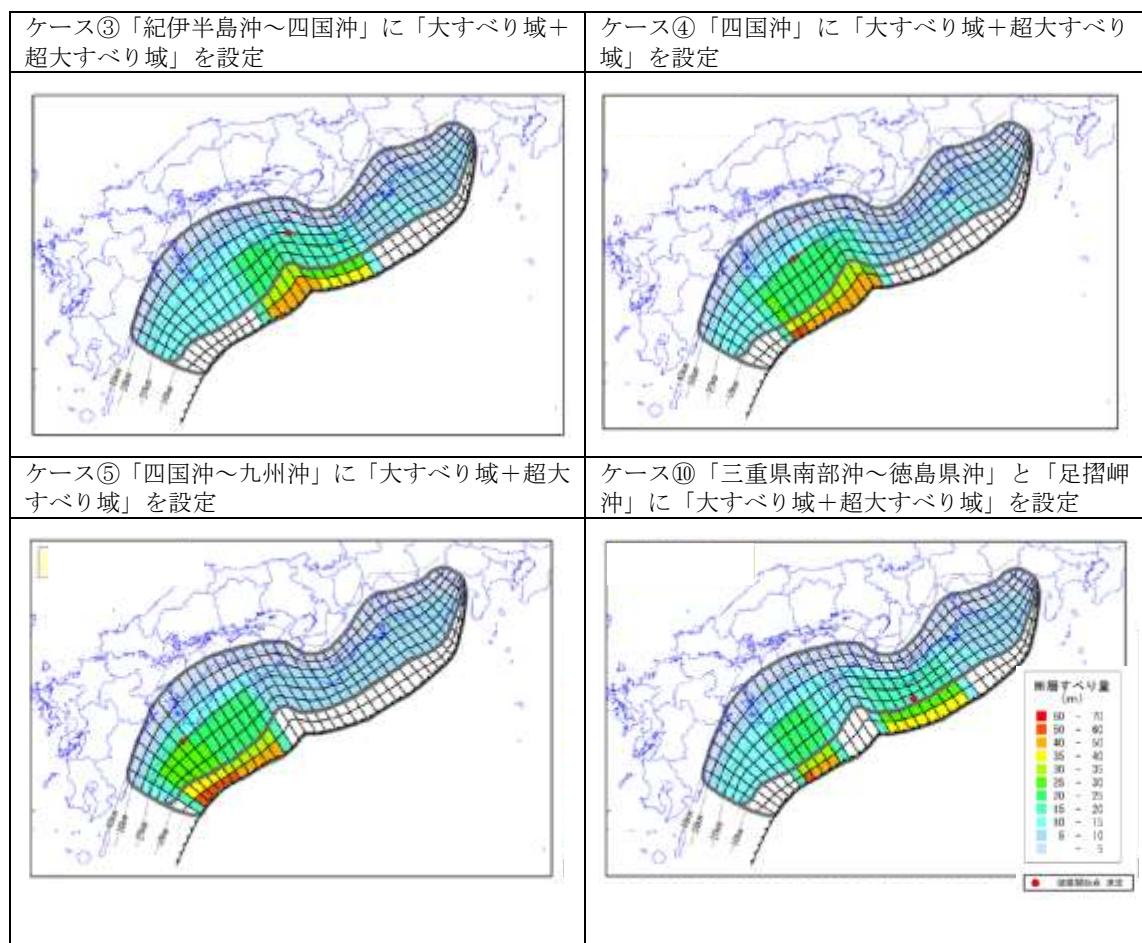
- ・国の被害想定の検証
- ・府内市町村ごとの詳細な被害想定（地震動、津波の高さ、人的被害、建物被害等）
- ・被害想定に対する災害対策の方向性

2.2 前提条件等

(1) 検討条件

想定した地震のマグニチュードは「 $M_w = 9.1$ 」とし、津波断層モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのモデルを選定した。

ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせた。



また、構造物条件としては、以下に設定された。

- ・防潮堤等：耐震や液状化に対する技術的評価結果を踏まえた沈下量を考慮する場合及び、沈下しない場合を設定
- ・水門・陸閘等：常時閉鎖の施設は閉条件とし、これ以外は開放・閉鎖を設定
- ・建築物：建物の代わりに津波が遡上する時の粗度（津波が侵入するときに阻害される度合）を設定

(2) 検討項目

- ・津波高：各市町村の最大値、および全体を概観できるように平均値でも整理
- ・津波到達時間：1 m、3 m、5 m、10 m、20 mの津波高を到達時間ごとに整理
- ・浸水域
- ・震度分布

2.3 被害想定結果

(1) 津波浸水想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されている。（大阪府「津波浸水想定について（解説）平成25年8月20日公表」）

表 市の浸水想定結果

浸水面積 (浸水深0.1m以上)	521ha
最大津波水位 (海岸線から沖合約30m地点)	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間(+1m)	95分



図 大阪府津波浸水想定（詳細図：泉大津市拡大）

(2) 被害想定結果

表 市における被害の想定

被害内容		単位	想定結果
気象庁マグニチュード			9.0～9.1
建物被害	揺れ	全 壊 棟	42
		半 壊 棟	1,006
	液状化	全 壊 棟	623
		半 壊 棟	1,667
	津波	全 壊 棟	359
		半 壊 棟	4,581
人的被害	出火	焼 失 棟	0
	建 物 倒 壊	死 者 人	2
		負 傷 者 人	145
	火 災	死 者 人	0
		負 傷 者 人	0
	津 波	死 者 人	2,205
		負 傷 者 人	1,276
	出火件数		
	全出火 件		2
	炎上出火 件		0(0)
避 難 所 生 活 者 数			人 19,226
ライフライン	停 電	割合(戸)	49.0%
	ガス供給停止	戸	3,025
	水道断水人口	割合(人)	100%
	固定電話被災	割合(回線)	94.1%

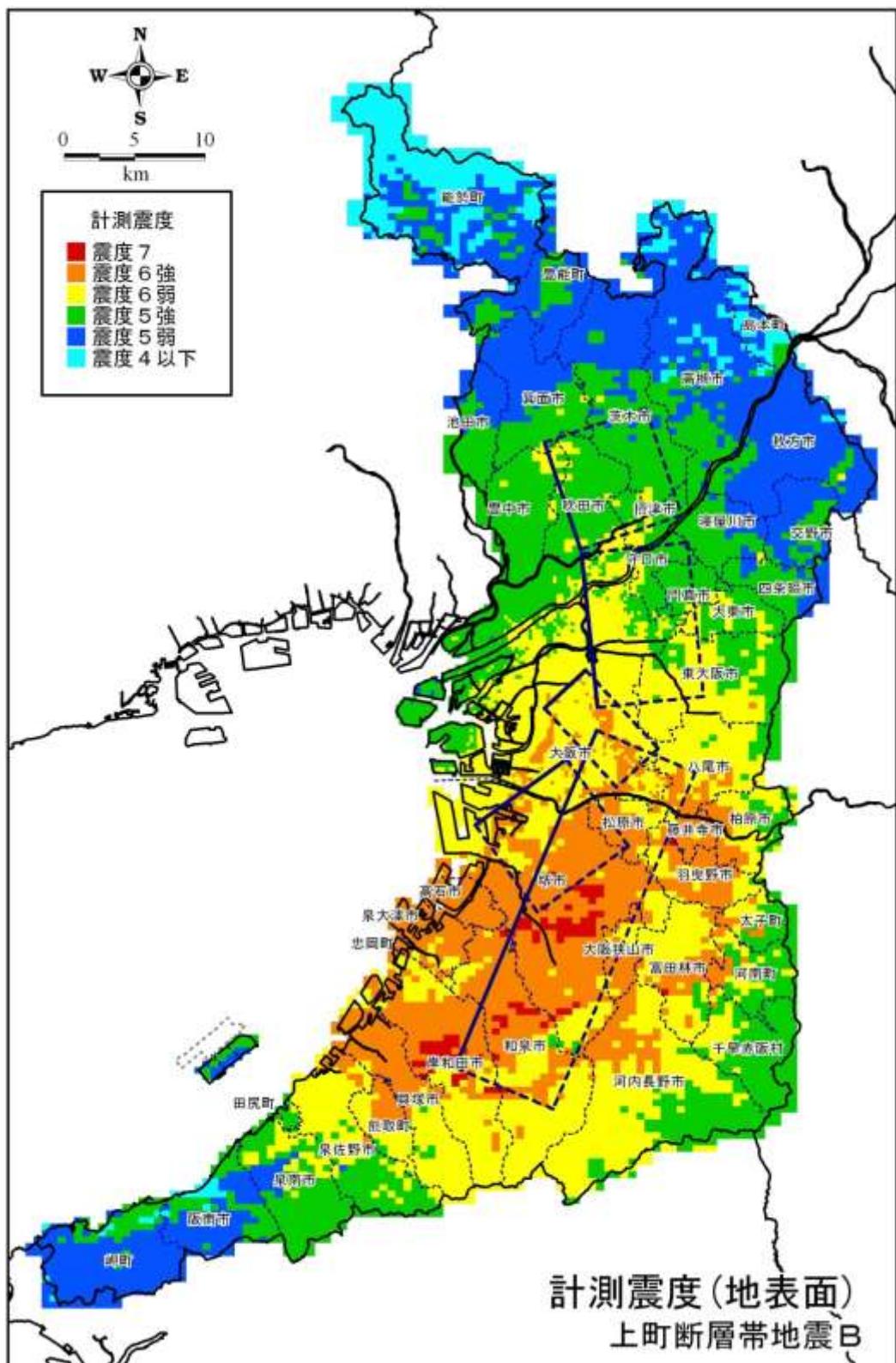
※死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

※出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

※津波による死者は、早期避難者率が低い場合

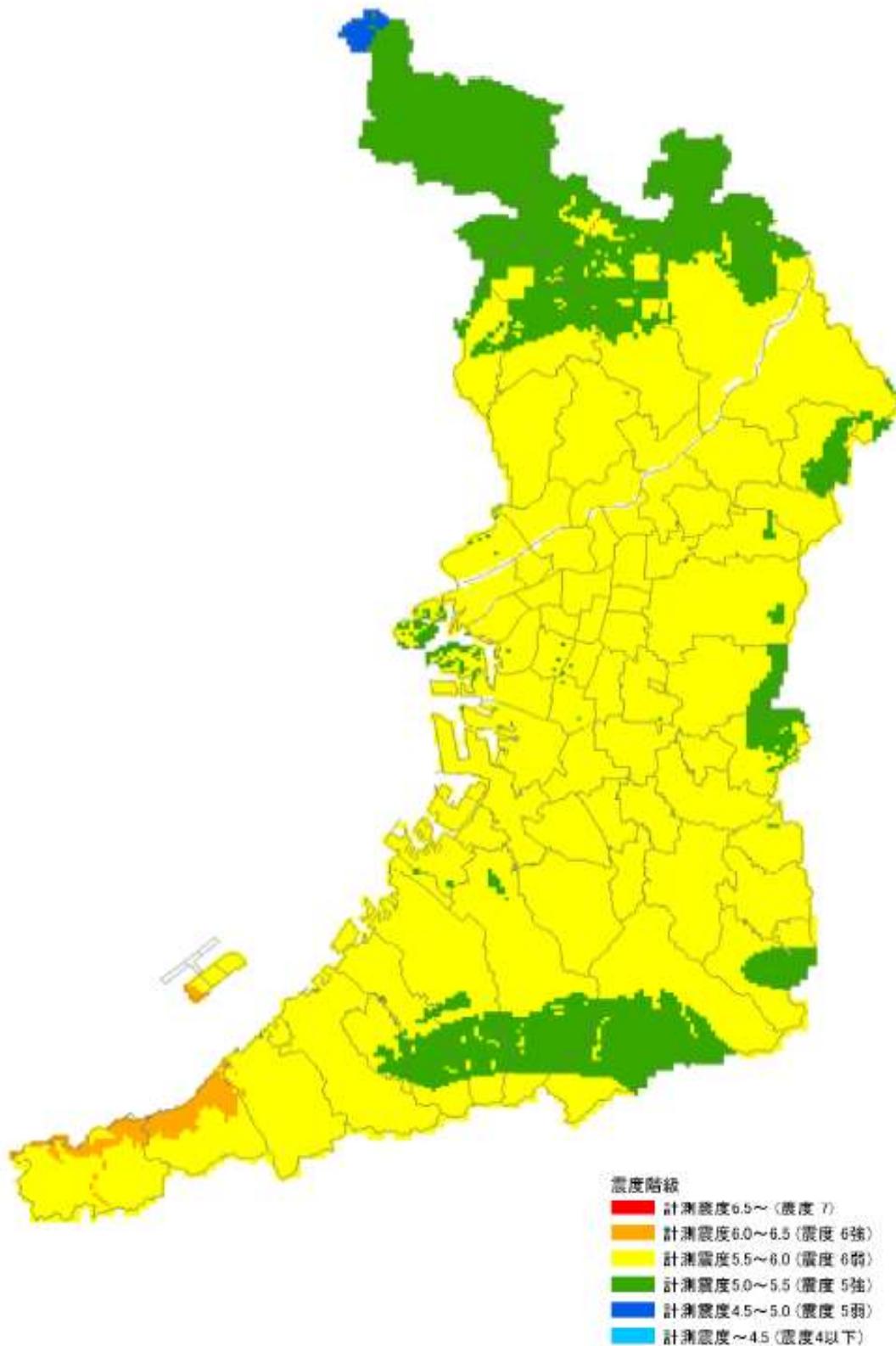
地震動予測図

上町断層帯地震 B の地震動予測図 (計測震度・地表面)



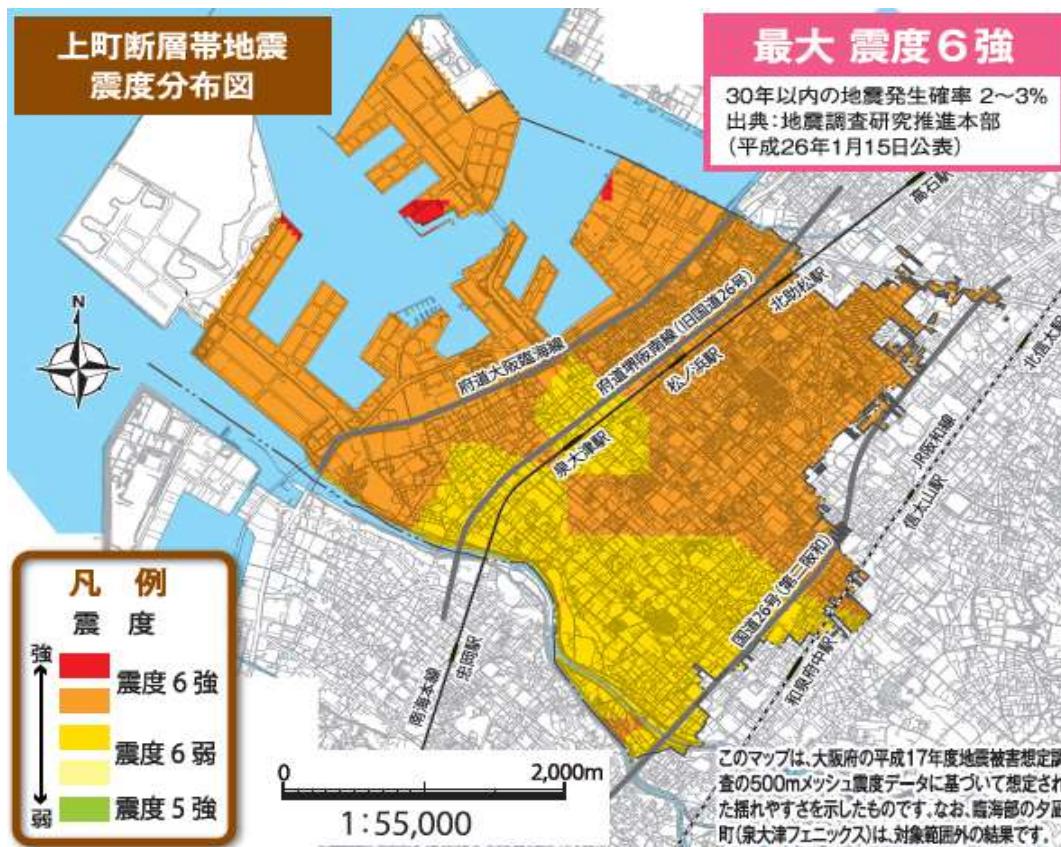
(平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書)

南海トラフ巨大地震の地震動予測図（計測震度）

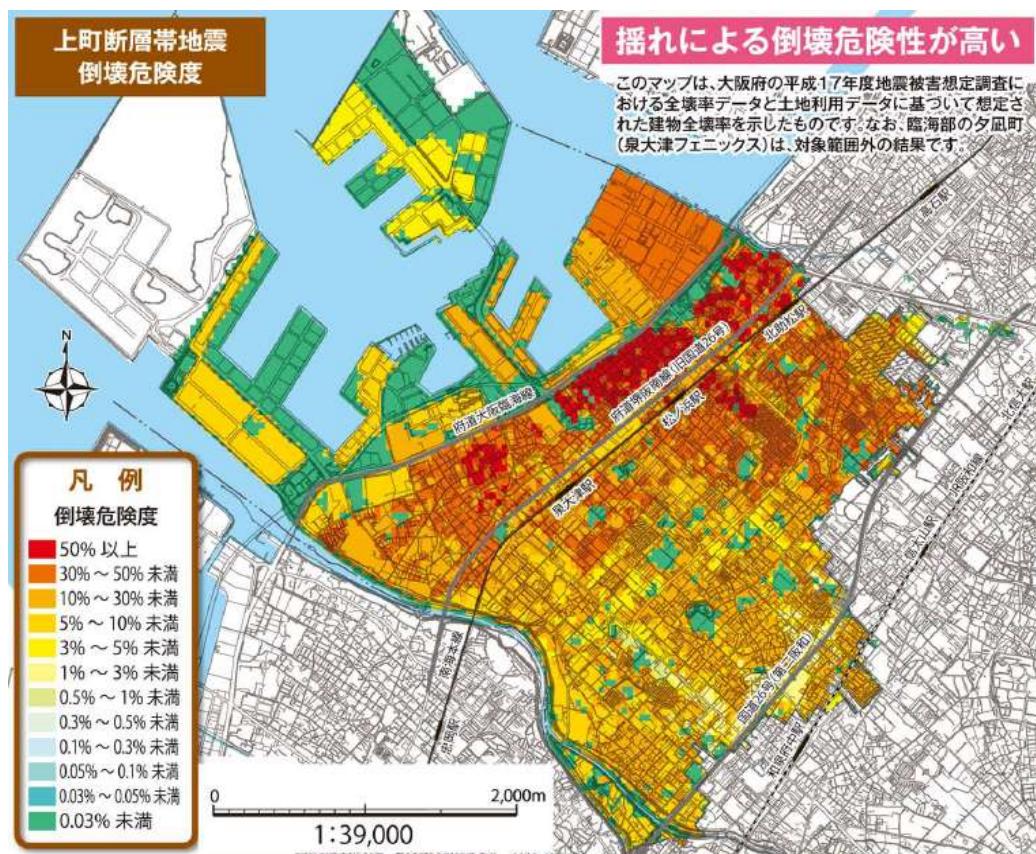
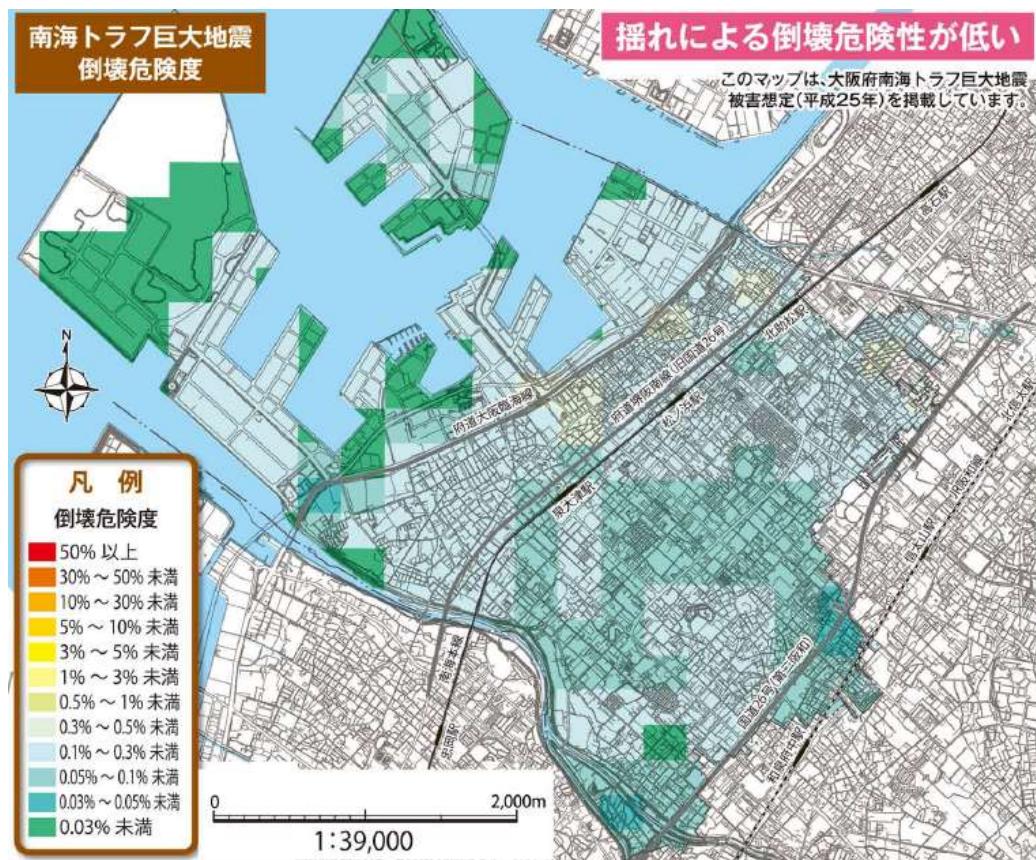


(平成25年8月 第3回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 (資料一2))

ハザードマップ 一震度分布図一（泉大津市総合防災マップ）



ハザードマップ 一倒壊危険度ー（泉大津市総合防災マップ）



ハザードマップ 一津波ー (泉大津市総合防災マップ)

2-6 津波ハザードマップ（市全域）

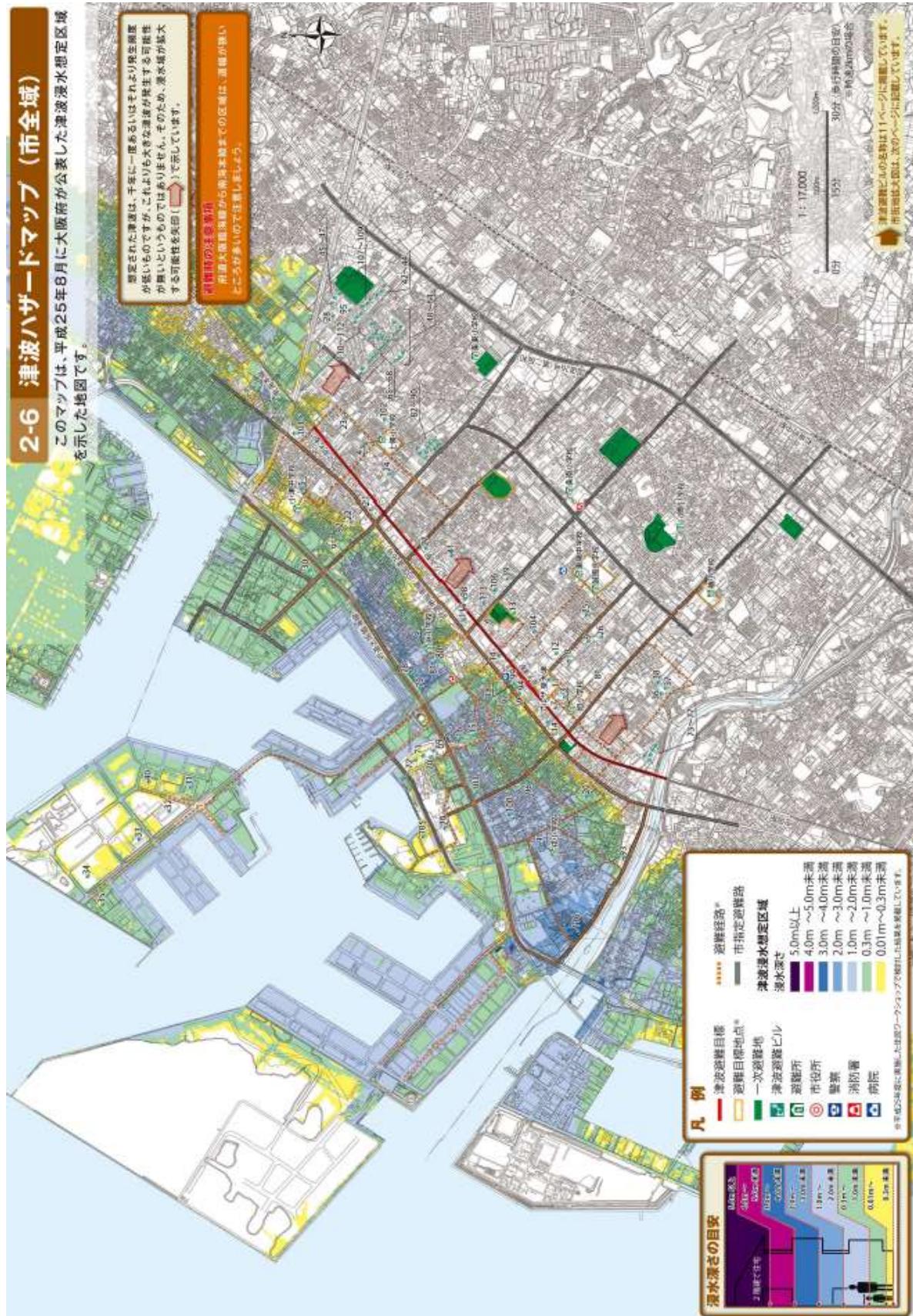
このマップは、平成25年8月に大阪府が公表した津波浸水想定区域を示した地図です。

開拓された道道は、千年に一度あるいはそれより長いものですが、これよりも大きな道道が開拓するが面白いというものが、あります。そのため、愛媛県

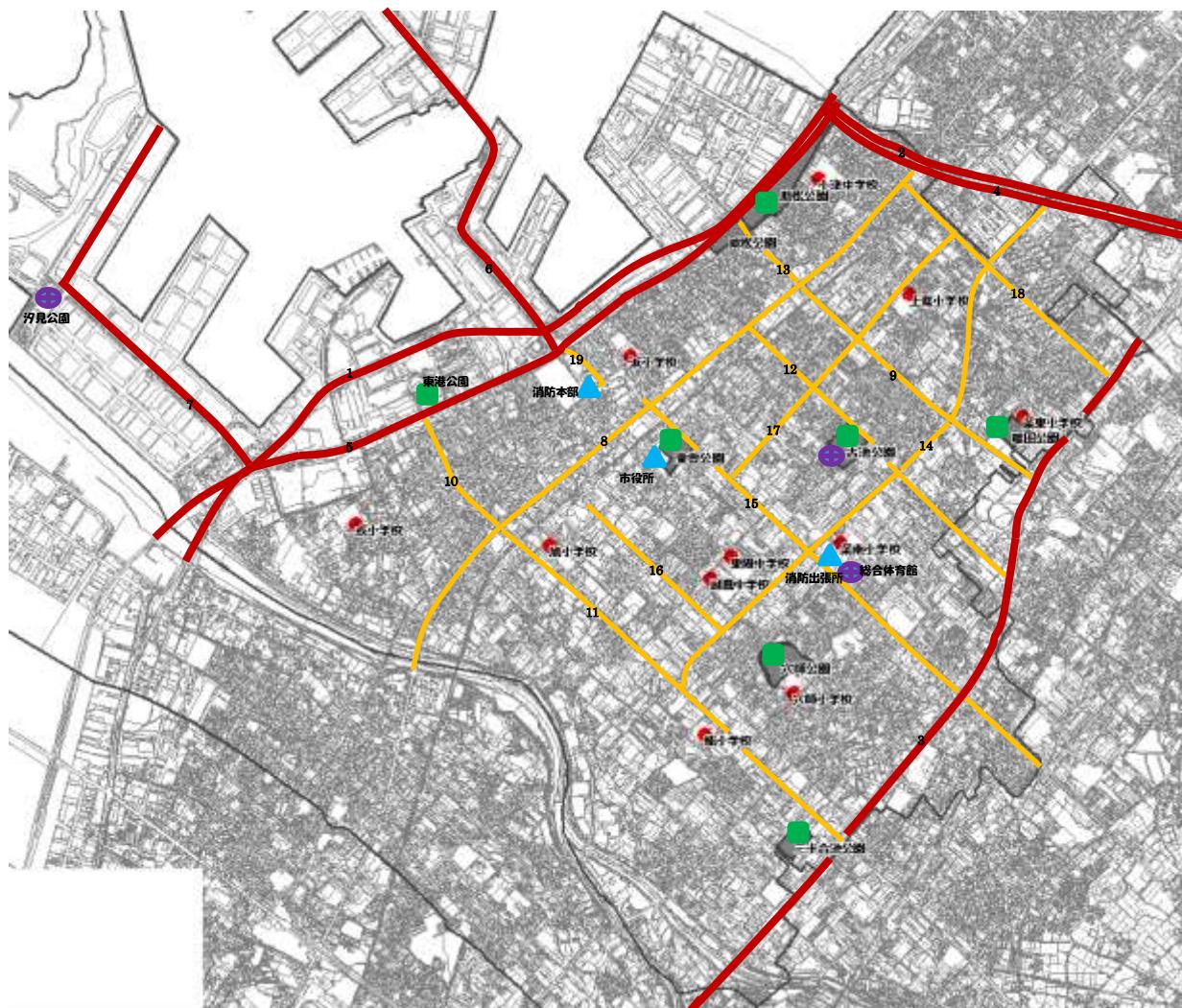
新宿駅周辺の主要駅前
新宿駅周辺JR新宿駅から新宿本郷までの区間は、直線
でつながり、駅前もよく整備されています。

本店の販売実績は、年々伸びています。

卷之三



市緊急交通路及び防災拠点（泉大津市地域防災計画）



凡例

—	広域緊急交通路
—	地域緊急交通路
▲	防災拠点
■	一時避難場所（地域防災拠点）
●	一次避難所（地区防災拠点）
●	輸送拠点

広域緊急交通路

	管理者	路線名
1	阪神高速道路公団	阪神高速道路 4 号湾岸線
2	大阪府道路公社	堺泉北有料道路
3	国	国道 26 号線
4	府	(新) 泉大津美原線
5	府	大阪臨海線
6	府	臨港道路 (新港町、小津島町地内)
7	府	臨港道路 (汐見町地内)

地域緊急交通路

	管理者	路線名
8	府	堺阪南線
9	府	富田林泉大津線
10	府	大津港線
11	府	(新) 富田林泉大津線
12	府	泉大津美原線
13	市	松之浜曾根線
14	市	南海中央線
15	市	泉大津中央線
16	市	泉大津駅池浦線
17	市	助松式内線
18	市	助松千原線
19	市	小松町 4 号線

泉大津市 既存木造住宅耐震診断・設計・改修補助制度利用状況

年 度	木 造 住 宅 (件)			
	診 斷	設 計	改 修	除 却
平成20年度	11	—	0	—
平成21年度	9	—	0	—
平成22年度	6	—	0	—
平成23年度	7	—	0	—
平成24年度	8	—	5	—
平成25年度	5	0	0	—
平成26年度	13	1	1	0
平成27年度	7	5	3	0
合 計	66	6	9	0

泉大津市 市有建築物耐震化推移

年 度	市有建築物(棟)	耐震性を満たして いるもの(棟)	耐震化率
平成19年度 (計画策定時)	112	46	41.1%
平成20年度	109	51	46.8%
平成21年度	110	53	48.2%
平成22年度	109	56	51.4%
平成23年度	111	69	62.2%
平成24年度	111	76	68.5%
平成25年度	111	77	69.4%
平成26年度	112	79	70.5%
平成27年度	111	88	79.3%

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号)

最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの）であるものの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生

- 機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

- 第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

- 第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

- 第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐

震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係

- 規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画、第五号口及び第六号口において同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- （2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。
- （計画の変更）**
- 第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。
- （計画認定建築物に係る報告の徴収）**
- 第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。
- （改善命令）**
- 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査せることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査せることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住

宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 國土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った國土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第三十五条 センターは、國土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委

託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。

- 3 國土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第三十七条 センターは、毎事業年度、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、國土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第三十八条 センターは、國土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第三十九条 センターは、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で國土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で國土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十条 國土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（センターに係る報告、検査等）

第四十一条 國土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し等）

第四十二条 國土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
五 センター又はその役員が、支援業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。
六 不正な手段により指定を受けたとき。
2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- ### 第九章 罰則
- 第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
五 第三十九条第二項の規定に違反した者
六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機関の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機関が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成 8 年 3 月 31 日法律第 21 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日法律第 26 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 7 日法律第 120 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

- 第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によつた処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつた処分、手続その他の行為とみなす。
2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日法律第 20 号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつた処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつた処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国土交通大臣による基本的な方針の概要

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取組みをできる限り支援。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化の促進。各施設の耐震診断を速やかに行い、リストを作成及び公表し、計画的、重点的な耐震化の促進。

3 法に基づく所管行政庁の指導等の実施

・耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物）の所有者に対し、耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられている旨の十分な周知を行う、結果の報告がない場合は、報告を命じ、その旨を公表。また、耐震改修について指導・助言に努め、従わない場合は指示を行い、指示に従わない場合は、その旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については、建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

・指示対象建築物の所有者に対し指示対象建築物である旨の周知を行うと共に、所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の指導・助言に努め、従わない場合は指示を行い、指示に従わない場合は、その旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については、建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

・特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く）及び既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の指導・助言に努める。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について、適切かつ速やかな認定に努める。国は、助言・情報提供を実施。

5 所有者等の費用負担の軽減等

地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及。密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化などの重点的な取組を実施。国は、助言・情報提供を実施。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

国は、相談窓口を設置すると共に、耐震診断及び耐震改修の実施可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震診断及び耐震改修に関する事例等を公表。併せて、地方公共団体への助言・情報提供等を実施。全ての市町村は、相談窓口の設置に努め、地方公共団体は、耐震改修に関する情報提供の充実を図る。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

国及び地方公共団体は、講習会や研修会を開催、受講促進、受講者の登録・紹介制度の整備に努め、専門家・事業者の資質の向上。また、関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する調査・研究を実施。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等単位での地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域の取組み支援、地域ごとの協議会の設置。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体はブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の非構造材の脱落防止対策、地震時のエレベーター内閉じ込め防止対策、エスカレーター脱落防止対策等の実施。また、長周期地震動対策を推進。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、住宅は、耐震化率約82%、多数の者が利用する建築物は、約85%と推計。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

平成32年までに少なくとも95%にすることを目標（平成25年から平成32年までに、住宅の耐震改修は約130万戸、多数の者が利用する建築物の耐震改修は、約3万棟の実施が必要）。さらに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標。また、耐震診断についても、耐震改修と同程度の数の実施が必要。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

既存の建築物について、現行の耐震関係規定への詳細な適合調査や適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、必要な耐震改修を実施。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等や各種メディアを活用した啓発・普及等を促進。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

・改正法の施行後速やかに改定。改定に当っては、各部局との連携及び市町村との調整。施策については所管行政庁と十分な調整。適宜、見直しを行う。

・可能な限り建築物の用途ごとに目標を定め、一定期間ごとに目標の検証。特に耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証。また、庁舎、病院、学校等公共建築物の耐震診断の速やかな実施、結果公表、具体的な耐震化の目標を設定し、整備プログラム等の作成。

・都道府県、市町村、所有者等との役割分担の考え方、事業方針等の基本的な取組方針と具体的な支援策、環境整備、総合的な安全対策事業の概要等を定める。地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等を積極的に定める。緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所と連絡する道路、密集市街地内の道路等を定める、特に緊急輸送道路のうち、避難、救急、緊急物資の輸送等の観点から重要な道路を、沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定める。

・詳細な地震防災マップ作成、相談窓口の設置、パンフレット作成・配布、セミナー・講習会開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等の啓発及び知識の普及に係る事業。

・法に基づく指導・助言、指示、命令等について、優先的に実施すべき建築物の選定、対応方針、公表方法等。また、公表を行ったにもかかわらず、耐震改修を行わない場合には、建築基準法の規定による勧告、命令等の実施の考え方、方法等。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

・可能な限り全ての市町村において、市町村耐震改修促進計画の策定に努める。改定法以前にすでに作成されている市町村は施行後速やかに改定。策定及び改定においては、各部局と連携すると共に、都道府県の耐震化の目標や施策と整合をはかり、地域固有の状況に配慮して作成。適宜見直しを行う。都道府県の目標を踏まえ、目標を設定。町内会との連携策。他は、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的事項に準ずる。

3 耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定について、所有者への周知、活用促進。

泉大津市耐震改修促進計画【改訂版】

平成 29 年 (2017 年) 4 月 改 訂

平成 29 年 (2017 年) 4 月 発 行

編集・発行 泉大津市総合政策部危機管理課

〒595-8686 泉大津市 東雲町 9 番 12 号

TEL (0725)33-1131